

終了促進措置について「一定程度差し引く額」

令和6年5月
総合通信基盤局
移動通信課

3. 第2段階補正（我が国事情）～ 終了促進措置負担額に係る考え方（案）～ 1

終了促進措置の「一定程度差し引く額」について

- 報告書では、「周波数の経済的価値と終了促進措置はその性格を異にするものの、実際にその周波数を利用するには終了促進措置に係る費用負担が必要になること、終了促進措置の実施により移行が早まり割り当てられた周波数の早期利用が可能になることなどから、終了促進措置の費用には周波数の経済的価値が一定程度反映されていると言える」とされている。
- その「一定程度」については、過去に行われた終了促進措置における支払期間や支払額といった実績等も考慮して設定することが考えられる旨、示されている。

案：「既存登録人」に焦点を当てる考え方

- 反映する額の程度については、これまでは、過去の割当て事案における予定費用と実際費用の「乖離率」が採用されていたが、周波数ごとに既存免許人等が異なることから、過去の乖離率を考慮することは説明が困難。割当て周波数（4.9GHz帯）特有の事情を踏まえた検討が必要。
- 具体的には、既存登録人に焦点を当てて考えるべきではないか。
- 4.9GHz帯を使用する5GHz帯無線アクセスシステムの既存登録人には、国、都道府県及び市区町村が存在するが、国や自治体は主に防災関係で当該周波数を使っており、民・民間の契約のように自由に条件を交渉して移行させることが困難。これらの既存登録人については、周波数の経済的価値の算出の段階では、基本的には、使用期限（周波数割当てから約11年後）まで使い続けると想定することが適当。そうすると、4.9GHz帯は一部地域によっては終了促進措置ができず、その分、当該周波数の経済的価値は毀損されと考えることから、当該毀損分を減額するべきではないか。

【終了促進措置に係る算定式】

「一定程度」反映する額（M）＝ 1,014億円（第2段階のその他の補正後の周波数の経済的価値）

× 0.36（国・都道府県及び市区町村の無線局の占める割合（約36%）） × 11 / 20（期間（11年間/20年間））

＝ 201億円



5. 第2段階補正後の標準的な金額の下限額

2

- 4.9GHz帯の特定基地局開設料の金額は、以下のとおり。

標準的な金額の下限額（総額）：

$$(1,014\text{億円} - 201\text{億円}) \times 0.9^{\ast} = 732\text{億円}$$

※標準的な金額の下限額は、標準的な金額の平均値の▲10%に相当する額となる。

- 標準的な金額の下限額（**1年あたり**）：**37億円**
- 絶対審査基準（**1年あたり**）：**18億円**

（参考）これまでの特定基地局開設料まとめ

年度	周波数	認定開設者	標準的な金額の下限額	絶対審査の額	認定開設者の納付額
R 3 年度	1.7GHz帯	楽天モバイル	62億円/年 (434億円 /7年)	31億円/年 (217億円/7年)	67億円/年 (469億円 /7年)
R 4 年度	2.3GHz帯	KDDI/沖縄セルラー	48億円/年 (240億円 /5年)	24億円/年 (120億円/5年)	60億円/年 (300億円 /5年)
R 5 年度	700MHz帯	楽天モバイル	16億円/年 (160億円 /10年)	8億円/年 (80億円/年)	9億円/年 (90億円 /10年)

終了促進措置による補正については、報告書において、本来、周波数の経済的価値と終了促進措置はその性格を異にするものであるとの考え方が示されているものの、実際には、周波数を早期に利用するには終了促進措置に係る費用負担が必要となることなどから、終了促進措置の費用には周波数の経済的価値が一定程度反映されているとされている。加えて、その「一定程度」については、過去に行われた終了促進措置における支払期間や支払額といった実績等も考慮して設定することが考えられる旨、示されている。

反映する額の程度については、これまでは、報告書を踏まえ、過去の割当て事案における予定費用と実際費用の「乖離率」が採用されていたが、周波数ごとに既存免許人等が異なることから、今回の割当てにおいて、過去の乖離率を考慮することは説明が困難である。また、どの周波数の割当て時の乖離率を採用するかについても、既存免許人等の構成が周波数帯ごとに異なる以上、恣意的なものとなってしまうおそれがある。この点、これまでの乖離率の平均といった考え方も説明が困難である。

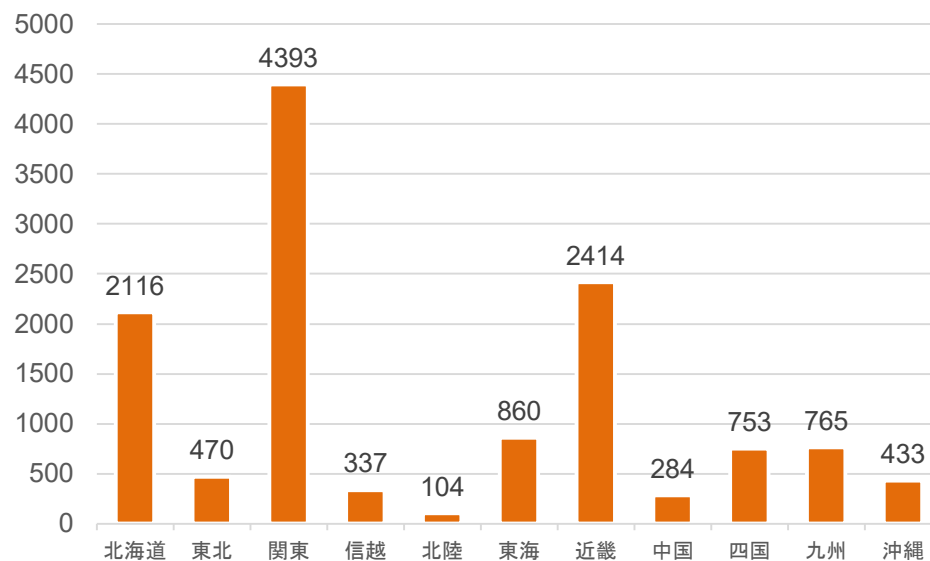
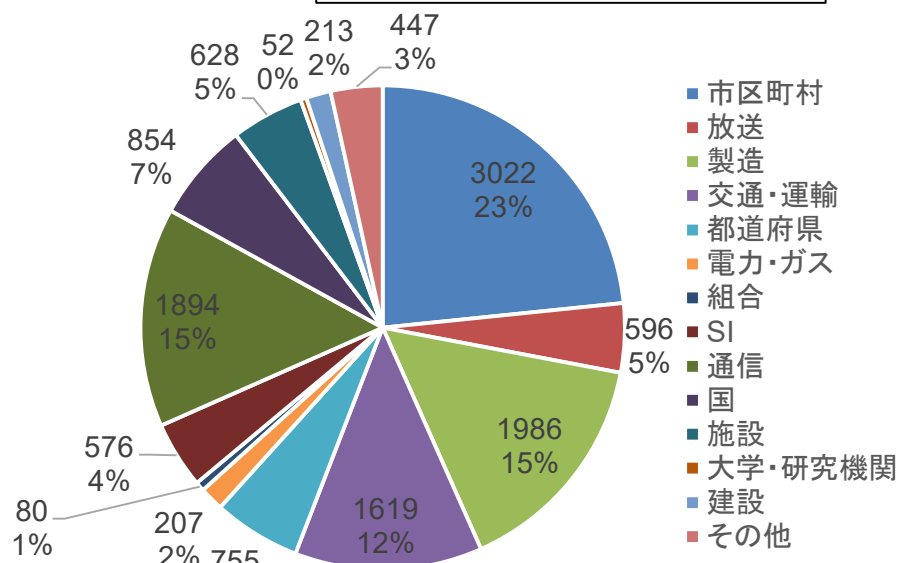
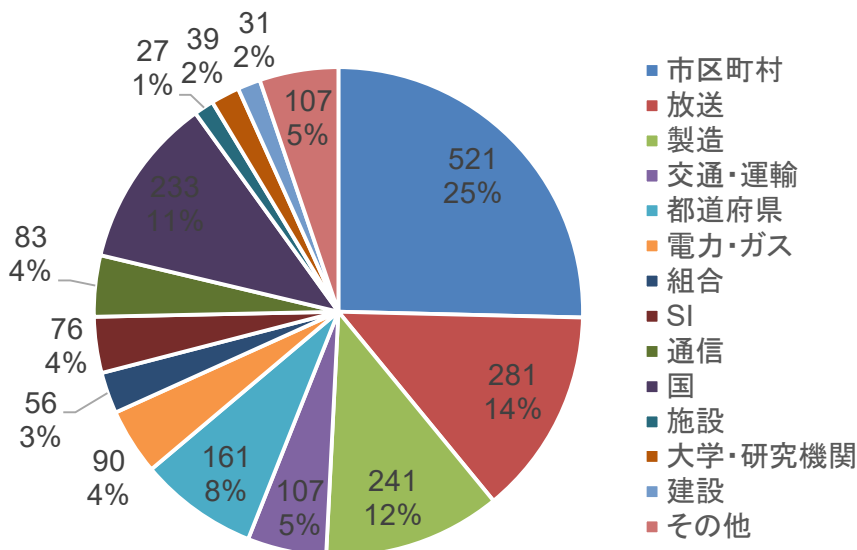
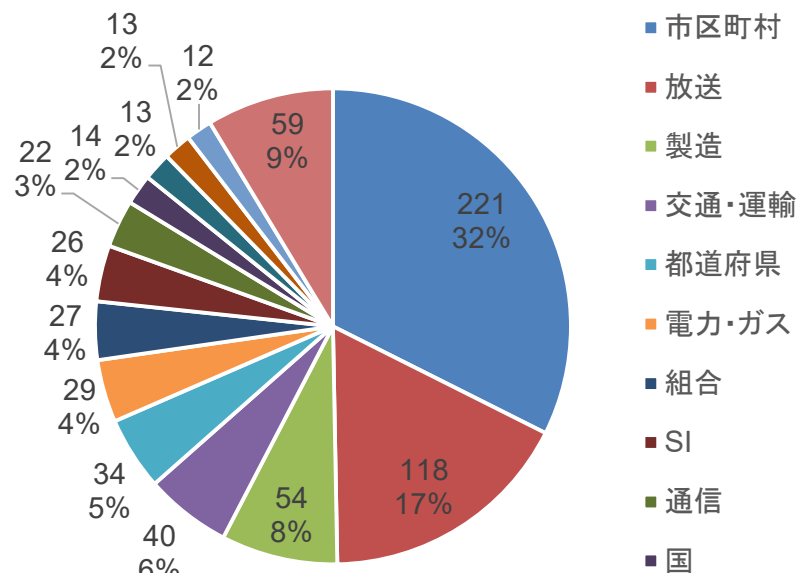
そこで、今回の検討においては、割当て周波数(4.9GHz帯)特有の事情を踏まえた、国民に対しての説明性の高い、新たな算出方法を採用することが適当である。

具体的には、4.9GHz帯を使用する5GHz帯無線アクセスシステムの既存登録人には、国、都道府県及び市区町村が存在するが、国や自治体は主に防災関係で当該周波数を使っており、民・民間の契約のように自由に条件を交渉して移行させることは困難である。これらの既存登録人については、周波数の経済的価値の算出に当たっては、基本的には、使用期限まで(11年程度)使い続けると想定することが適当である。その場合、4.9GHz帯は一部地域によっては終了促進措置ができず、その分、当該周波数の経済的価値は毀損されと考えられる。

この毀損分については、第2段階のその他の補正後の周波数の経済的価値(1,014億円)に、国・都道府県及び市区町村の無線局の占める割合(約36%)及び期間(11年間/20年間)を乗じて算出し、 $1,014 \text{ 億円} \times 0.36 \times 11 \div 20 = 201 \text{ 億円}$ を減額することとする

【参考】 5GHz帯無線アクセスシステムの利用状況（令和5年8月末）

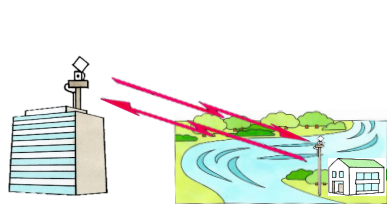
4



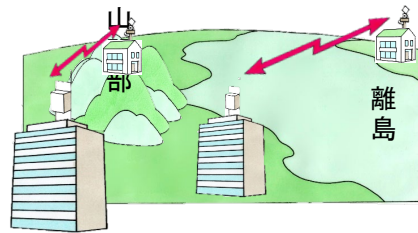
(*) 開設局数は、包括登録局の場合に届出のあった開設局の数(単一登録局の場合は1。)

利用イメージ

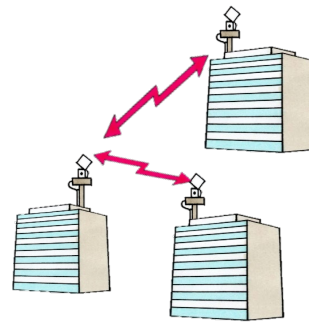
自営通信 (P to P / P to M)



テレメータ・監視制御

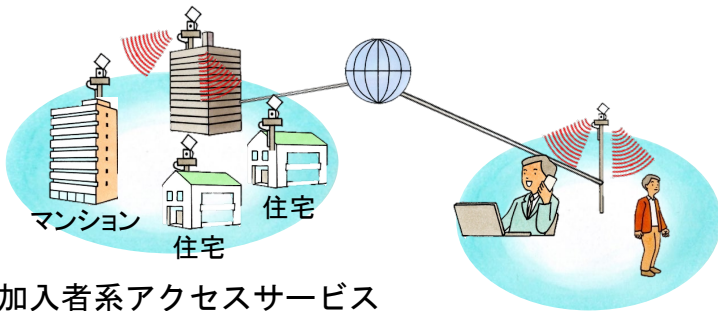


デジタル・ディバイド対策
(光ファイバの代替)



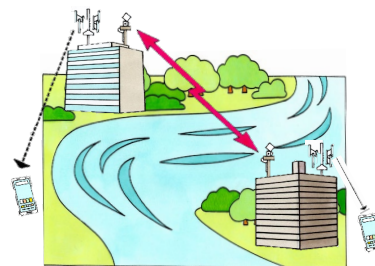
社内ネットワーク

電気通信サービス



加入者系アクセスサービス

ホットスポットでの
インターネットアクセ



携帯電話基地局の
エントランス回線
(災害時バックアップ等)

主な利用事例

業 種	主な利用目的
国	災害時等の臨時回線
国	火山観測用の映像伝送システム、空港における気象観測データ伝送
国	水防・道路事務における映像・データ伝送、空港における車両監視・管制用映像伝送システム
都道府県	防災行政用回線、河川・ダム の監視映像伝送
都道府県	災害時における音声、映像データ通信
市区町村	災害時等の臨時回線、水防・道路事務における映像・データ伝送
市区町村	加入者系無線アクセスサービス
製 造	トンネル坑内におけるバッテリーロコ等の車両の制御・位置情報管理・映像伝送
製 造	構内における無人搬送機の運行制御
製 造	駐車場・駐輪場の管理のための映像・データ通信
製 造	敷地内の移動機械制御、映像伝送、構内LAN
運 輸	高速道路における交通監視・保守整備等における無線アクセス
運 輸	空港内における保守業務向けの映像伝送システム
通 信	携帯電話網のバックホール回線
通 信	BWA網のバックホール回線
通 信	加入者系無線アクセスサービス
放 送	中継映像の拠点間伝送 (BCP用)
放 送	コミュニティFMの番組中継回線
施 設	園内アトラクションにおける移動車両・利用者の位置情報管理